

業 務 委 託 契 約 書

委託者（甲） 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階
青森県後期高齢者医療広域連合
受託者（乙）

上記当事者間において、メディア周知広告業務のため、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

業務名 メディア周知広告業務
業務内容 別紙仕様書のとおり

（履行期限）

第2条 委託業務の履行期限は、令和6年7月5日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、 円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条（A） 契約保証金は、金 円とする。
2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
3 第1項の契約保証金は、甲が契約を履行した後、甲に還付するものとする。
第4条（B） 契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の制限）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務の実施に係る損害）

第7条 委託業務の実施に当たり、乙に生じた損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担とする。
2 委託業務の実施に当たり、乙が第三者に及ぼした損害は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙の負担においてその賠償をするものとする。

（検査及び引渡し）

第8条 乙が成果品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。
2 甲は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に乙の立会いのもと、完了検査を行うものとする。
3 乙は、前項の検査に合格したときは、当該成果品の引渡しをしなければならない。
4 乙は、第2項の検査に合格しなかったときは、直ちに成果品を補正したうえ、甲の再検査を受けなければならない。
5 前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

6 第1項から第3項までの規定は、第4項の再検査について準用する。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により検査に合格し、同条第3項の規定による引渡しをしたときは、委託料を請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第10条 この契約の成果品(以下「成果品」という。)については、成果品にかかる著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び所有権を含めて、全て甲に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる乙が従来より権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等については、乙に留保されるものとし、甲は、乙がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(遅延利息)

第12条 乙はその責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する事由により、履行期限までに乙がこの契約を履行しなかったこと。
- (2) 乙が第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙がこの契約上の義務に違反したことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第14条の2 甲は、前条に規定する場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員を含む。以下同じ。)、又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 乙が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 乙が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号の

いずれかに該当することを知りながら、当会社と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前条又は前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲は、この損害についての賠償は行わないものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に当たり、乙及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、速やかに警察及び甲へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上、必要な協力を行うものとする。

(違約金)

第15条(A) 甲は、第14条又は前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として、乙から徴収する。この場合において、違約金の金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、第14条又は前条第1項の規定により契約を解除したことに伴って損害を受けた場合においてその損害が前項の違約金の額を超えるときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収するものとする。

(契約保証金の帰属)

第15条(B) 甲は、第14条又は前条第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

- 2 甲は、第14条又は前条第1項の規定により契約を解除したことに伴って損害を受けた場合においてその損害が前項の契約保証金の額を超えるときは、当該契約保証金のほか、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条(C) 甲は、第14条又は前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、履行保証保険の保険金の金額を超えた損害を生じたときは、当該保険金のほか、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収するものとする。

(契約保証金の還付)

第16条 第4条に規定する契約保証金は、第8条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した後、乙の請求により還付するものとする。

(瑕疵担保)

第17条 乙は、甲に引き渡した成果品の瑕疵について、引渡し完了の日から1年間担保の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰する事由により生じた瑕疵についてはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、甲は乙に対し、相当な期限を決めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え、若しくは補正とともに損害の賠償を請求することができる。

(協議事項)

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階
青森県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 西 秀記 印

乙

印

別添

契約保証金等に係る削除条項

- (1) 契約保証金を現物納付する場合
第4条(B) 第15条(A) 第15条(C)
- (2) 履行保証保険契約に基づく免除の場合
第4条(A) 第15条(A) 第15条(B) 第16条
- (3) 国又は地方公共団体との契約に係る実績に基づく免除の場合
第4条(A) 第15条(B) 第15条(C) 第16条